

ボスニア・ヘルツェゴビナの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ボスニア・ヘルツェゴビナ（ボスニア語及びクロアチア語では、「Bosna i Hercegovina」、セルビア語では「Босна и Херцеговина」）は、旧ユーゴスラビアを構成していた共和制国家である。バルカン半島の北西部にあり、西と北はクロアチア、東はセルビア、南はモンテネグロに接し、南西部の一部はアドリア海に面している。「ヘルツェゴビナ」は、ボスニア・ヘルツェゴビナの南部である。公用語は、ボスニア語、クロアチア語及びセルビア語である²。現在の通貨は「兌換マルク」（ユーロと連動）である³。

6世紀に南下したスラブ人が現在のボスニア・ヘルツェゴビナの地を含むバルカン半島に定住し始めた。12世紀にボスニア王国が成立し、14世紀にはヘルツェゴビナの地域を領土に組み入れた。しかし、1463年にはオスマン帝国の領土となり、住民はキリスト教からイスラム教に改宗した。1878年にはベルリン条約により、オーストリア＝ハンガリー帝国の支配下に入り、1908年に併合された。1914年、首都サラエボで、セルビア人青年がオーストリア皇太子夫妻を暗殺したことをきっかけに第一次世界大戦が勃発した⁴。その後、オーストリア＝ハンガリー帝国の崩壊を受け、1918年に「セルビア人・クロアチア人・スロベニア人王国」が成立し（1929年に「ユーゴスラビア王国」に改称）、ボスニア・ヘルツェゴビナもその一部となった。第二次世界大戦中には、枢軸国側についたクロアチア独立国に支配されたが、チトー率いるパルチザンによる闘争が行われた。第二次世界大戦後の1945年には、「ユーゴスラビア連邦人民共和国」が成立し（後に「ユーゴスラビア社会主義連邦共和国」に改称）、ボスニア・ヘルツェゴビナ人民共和国として構成国の1つとなった⁵。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² ボスニア語、クロアチア語及びセルビア語は、もともとはほぼ同じ1つの言語であり、方言程度の違いしかない。ボスニア語及びクロアチア語ではラテン文字を使用するのに対し、セルビア語では公式的にはキリル文字を使用するという違いがあるが、通訳無しで全く問題なくコミュニケーションが可能である。最近では、それぞれの標準語が整備されるようになり、若干の違いが生じるようになった（『ニューエクスプレス セルビア語・クロアチア語』（白水社、2010年）8頁）。

³ 『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』（二宮書店、2015年）370・371頁。

⁴ 当時、多くのセルビア人は、1908年にボスニア・ヘルツェゴビナがオーストリア領として併合されたことに反発していた。

⁵ 本稿におけるボスニア・ヘルツェゴビナの歴史については、前掲『データブック オブ・

ユーゴスラビア社会主義連邦共和国（以下「ユーゴスラビア連邦」という）は、各共和国への権限移譲を進める等、ソ連とは異なる独自の社会主義路線を採ったが、チトー大統領の死去（1980年）はユーゴスラビア連邦の将来に影を落とした。

1990年に行われた選挙でセルビア民族主義のミロシェビッチがセルビア共和国大統領に当選した。1991年にはスロベニア、クロアチア及びマケドニアが、1992年にはボスニア・ヘルツェゴビナが、ユーゴスラビア連邦からの独立を宣言した。ボスニア・ヘルツェゴビナでは、同国内のセルビア人が独立に反対していたため大規模な内戦に突入し、死者20万人、難民・避難民200万人を出したといわれるように、戦後の欧州で最悪の事態となった。セルビア人勢力が「ボスニア・セルビア人共和国」⁶、クロアチア人勢力が「ヘルツェグ＝ボスナ・クロアチア人共和国」の樹立を宣言する等混迷を極める中で、民族間での見せしめ的な虐殺・暴行・強姦等が行われた⁷。NATOの軍事介入により、1995年に「 Dayton 合意」（正式には「ボスニア・ヘルツェゴビナにおける和平のための一般枠組合意」）が成立し、和平協定が調印された。主権国家としてのボスニア・ヘルツェゴビナは、①ボシュニャク人⁸及びクロアチア人を主体とする「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」と、②セルビア人を主体とする「スルプスカ共和国」という2つの構成体から成ることとなり（面積は、「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」が約51%、「スルプスカ共和国」が約49%を占める）、その他に、自治行政区としての「ブルチコ地区」⁹が設けられた。1996年の初の大統領評議会議長選挙では、ボシュニャク系のイゼトベゴビッチが大統領評議会議長に選出され、1998年の選挙以降、大統領評議会議長のポストは、3主要民族による8か月の輪番制となって

ザ・ワールド 2015年版』370頁等を参照した。

⁶ 各民族勢力の指導者・軍人であった者多数が、ジェノサイド（大量虐殺）、人道に対する罪の容疑で訴追された。オランダのハーグにある「旧ユーゴ国際戦犯法廷」（International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia (ICTY)）において既に有罪判決を受けた者もいる。また、1995年7月にスレブレニツァで推計8000人のボシュニャク人がスルプスカ共和国軍及びセルビア人民兵により虐殺されたスレブレニツァ事件について、国際司法裁判所は、2007年2月26日、スレブレニツァでの虐殺行為はセルビア・モンテネグロによるジェノサイドには該当しないものの、ジェノサイドを防止・処罰するジェノサイド条約上の義務に違反したと判示した。なお、スレブレニツァ事件では、国連安全保障理事会がスレブレニツァを「安全地帯」に指定し、オランダ軍による国連平和維持活動隊を派遣したものの、セルビア人勢力によるジェノサイド（大量虐殺）を防ぐにはほとんど無力であった。上記オランダ隊の退避によりスレブレニツァ住民が殺害されたとしてオランダで提起された訴訟において、オランダ最高裁判所は、2013年9月6日、上記オランダ隊の行為の違法性を認定し、オランダ国の責任を認める判決を下した。

⁷ 内戦勃発以後の欧米のマスメディアの報道では、「民族浄化」（ethnic cleansing）を行っているセルビアが一方向的に悪いという論調となっていた。「民族浄化」という言葉は、ボスニア・ヘルツェゴビナが依頼した米国のPR企業「ルーダー・フィン社」が世界中に広め、「ボスニア・ヘルツェゴビナ支持、セルビア反対」の国際世論を巧みに作り上げていった。詳しくは、高木徹著『ドキュメント 戦争広告代理店』（講談社、2002年）を参照されたい。

⁸ ボシュニャク人とは、オスマン帝国支配下でイスラム教に改宗した南スラブ人の末裔であり、旧ユーゴでは「ムスリム人」と呼ばれた。

⁹ 「ブルチコ地区」は、ボスニア・ヘルツェゴビナの北東部に位置する自治行政区である。

いる¹⁰。

ボスニア・ヘルツェゴビナの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。主権国家としてのボスニア・ヘルツェゴビナの法制度のほかに、①「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」、②「スルプスカ共和国」、及び③「ブルチコ地区」という3つの構成体の法制度も存在することに特徴がある。これらの構成体は、それぞれ独自の大統領、政府、議会を有する。

ボスニア・ヘルツェゴビナは、オスマン帝国の支配とオーストリア＝ハンガリー帝国の支配を受けていたことから、複雑な法が適用されていた。1878年にベルリン条約によりオーストリア＝ハンガリー帝国の支配下に入った後は、一般民法典、裁判所法、刑法典、刑事訴訟法典及び民事訴訟法典等のように、オーストリア法の適用が拡大された。しかし、オスマン・トルコ法、イスラム法、慣習法のほか、ボスニア・ヘルツェゴビナ地域特別法（オーストリア＝ハンガリー帝国による併合後も、当該地域に適用されていた法令及び自治法）も共存していた¹¹。

社会主義体制下においてはソ連法の影響も受けたが、ユーゴスラビア連邦では各国が異なる法制度を有し、ユーゴスラビア連邦自体もソ連とは距離を置いた独自路線を歩んだため、ソ連法の影響は、他の東欧諸国ほど強くはなかったといえる。そして最近では、ボスニア・ヘルツェゴビナが加盟を目指しているEU法の影響が強くなっている。このように、ボスニア・ヘルツェゴビナの法制度は、各時代において、様々な形で国外の法制度の影響を受けてきたということが、その特徴の1つであるといえる。

以下、主として、主権国家としてのボスニア・ヘルツェゴビナ（以下「BiH」という）の法制度の概要について説明し、必要に応じて、構成体としての①「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」、②「スルプスカ共和国」及び③「ブルチコ地区」の法制度についても言及することとする。

II 憲法

1 総説

BiH 憲法は、「 Dayton 合意」の「付属書4」である。

「 Dayton 合意」に基づき、国際社会による監督機関であり主要国により構成される「和平履行評議会」(Peace Implementation Council (PIC))、及びその下部機関であり文民行政を司る「上級代表事務所」(Office of the High Representative (OHR)) が設置された。「上級代表事務所」は、BiH の内政について「ボン・パワー」(法律の改廃、閣僚の罷免等を行

¹⁰ 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』370頁。

¹¹ 工藤繁裕著「両大戦間のユーゴスラヴィアの国家と法 ―ユーゴスラヴィア国制研究のために―」(『東京都立大学法学会雑誌 34-2』(東京都立大学法学会、1993年)所収)160頁。

うことができる強い権限) を行使することが可能である。

BiH 憲法の主な体系は、表 1 のとおりである。

表 1 : BiH 憲法の主な体系¹²

| | |
|--------------------------|--|
| 序 | |
| 第 1 条 BiH | 1. 継続性、2. 民主制原理、3. 構成、4. 商品の移動、5. 首都、6. 象徴、7. 市民権 |
| 第 2 条 人権及び基本的自由 | 1. 人権、2. 国際基準、3. 権利の目録、4. 差別禁止、5. 差別禁止、6. 実施、7. 国際協定、8. 協力 |
| 第 3 条 BiH の機関と構成体の責任及び関係 | 1. BiH の機関の責任、2. 構成体の責任、3. 構成体と機関の法と責任、4. 調整、5. 追加的責任 |
| 第 4 条 議会 | 1. 民族院、2. 代議院、3. 手続、4. 権限 |
| 第 5 条 大統領評議会 | 1. 選出及び任期、2. 手続、3. 権限、4. 閣僚評議会、5. 常任委員会 |
| 第 6 条 憲法裁判所 | 1. 構成、2. 手続、3. 管轄、4. BiH のブルチコ地区、5. 判決 |
| 第 7 条 中央銀行 | |
| 第 8 条 財政 | |
| 第 9 条 一般規定 | |
| 第 10 条 改正 | |
| 第 11 条 暫定的取決め | |
| 第 12 条 効力発生 | |
| 付則 1 BiH で適用される追加的人権協定 | |
| 付則 2 暫定的取決め | 1. 共同臨時委員会、2. 法の継続性、3. 司法及び行政の手続、4. 事務局、5. 条約 |

2 統治機構

(1) BiH と構成体の関係

BiH は、①外交政策、②外国貿易政策、③関税政策、④金融政策、⑤財政政策、⑥出入国・難民政策、⑦国際刑事法執行等の権限を有する (3 条 1 項)。その他、BiH は、主権、領土の一体性、政治的独立性、BiH の国際的特徴を保持するのに必要な事項について責任

¹² BiH 憲法の英訳は、BiH 憲法裁判所の下記ウェブページに掲載されている (2009 年の憲法改正も含む)。http://www.cbh.ba/eng/p_stream.php?kat=518

を負う（3条5項）。また、2006年1月から、軍事に関する組織及び権限は、各構成国レベルからBiHレベルに統一された。

これに対し、構成体の権限は、①BiHに隣接する国家と特別な関係を創設すること、②BiH政府に必要な協力をすること、③全ての人に安全な環境を提供すること、④議会の同意を得て外国や国際機関と条約を締結すること等である（3条2項）。

そして、政府の機能及び権限は、BiH憲法により明文をもってBiHの機関に譲渡されていない限り、構成体に属する（3条3項）。

これらのことからすると、BiHの権限は一般的な連邦制に比べてはるかに制限的であるといえよう¹³。

（2）議会

BiHの議会は、「民族院」と「代議員」の二院制を採る。

民族院の議員定数は15名であり、3主要民族から5名ずつ選出される。定足数は9名であるが、かならず3主要民族から3名が出席しなければならない（4条1項）。この規定によると、いずれかの民族が反対する限り、議会を有効に開けないことになる。このような3主要民族代表制度と拒否権制度はBiH憲法の中に他にも少なからず含まれている。民族紛争の経験に鑑み、3主要民族の勢力均衡を図り、多民族の共生を実現しようとするための規定であると思われるが、かえって民族の違いを永続化することになり、さらなる民族紛争に繋がることのないかが懸念される。また、上記のような制度は3主要民族のみを優遇することになり、その他の少数民族は政治への参加の道を閉ざされてしまうことになり、大いに問題があるといえよう。もちろん、このようなことは、「 Dayton合意」及びBiH憲法の起草・交渉の段階で既に関係者に意識されていた。しかし、3主要民族の強い要請により、3主要民族代表制度と拒否権制度を採用する代わりに、BiH憲法2条2項で、「欧州人権条約」及びその追加議定書に規定された人権及び自由が、BiHにおいて直接適用されることを明記することで、人権保障の要請とのバランスをとろうとしたということである¹⁴。民族間の平和及び対話を確立し、国家秩序を維持するという目標を実現するための一時的な妥協案としてのみ、かろうじて、BiH憲法の3主要民族代表制度と拒否権制度は正当化されるといえよう。

代議院の議員定数は42名であり、「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」から28名、「スルプスカ共和国」から14名が、直接選挙により選出される。定足数は、代議院議員総数の過半数である（4条2項）。

¹³ 三竹直哉著「多極共存型権力分有 —古典的多極共存論を超えて」（『駒澤法学 第12巻 第1号』（駒澤大学法学部、2012年）所収）34頁。

¹⁴ 田中清久著「民族紛争後の国家再建における多民族共生と国際法 —ボスニア憲法裁判所および欧州人権裁判所の裁判例を中心として—」（植木俊哉編『グローバル化時代の国際法』（信山社、2012年）所収）9頁。

民族院も代議院もそれぞれ、多数決により、内部規則を制定し、セルビア人、ボシュニャク人及びクロアチア人を1名ずつ選出し、議長1名と副議長2名を輪番させなければならない。法律を制定するためには、民族院と代議院の両方の同意が必要である(4条3項)。

議会の権限は、①大統領評議会の決定を実行するため又は憲法の定める議会の責任を遂行するため、法律を制定すること、②BiHの機関の執務及びBiHの国際的義務のため歳入の源泉と額を決定すること、③BiHの機関の予算を承認すること、④条約を批准するか否かを決定すること等である(4条4項)。

(3) 大統領評議会

大統領評議会議長は実質上の国家元首である。3主要民族をそれぞれ代表する3名の大統領評議会メンバーが、8か月の輪番制で大統領評議会議長に就く。大統領評議会メンバーの任期は4年である(5条1項(b))。大統領評議会は、そのあらゆる決定につき全員一致を得るよう努めなければならない(5条2項(c))。大統領評議会メンバーのうち決定に反対の者は、自分が選出された構成体にとってそれが死活的利益にかかわることを宣言できる。そうすると、上記決定は、スプラスカ共和国の議会、「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」の民族院又は当該院のクロアチア人メンバーに直ちに送られ、そこで上記宣言が10日以内に3分の2の賛成票が得られれば、上記決定は効力を生じない(5条2項(d))。

大統領評議会の権限は、以下の9つである(5条3項)。①BiHの外交関係を処理すること、②大使及び国際代表を任命すること(「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」からの被任命者が3分の2を超えてはならない)、③国際・欧州機関においてBiHを代表すること、④BiHのために条約を交渉、拒絶し、議会の同意を得て締結すること、⑤議会の決定を執行すること、⑥閣僚評議会の推薦を得て、年間の予算を議会に提案すること、⑦大統領評議会の支出を少なくとも年1回は評議会に報告すること、⑧BiH内の国際機関及び非政府機関との調整を行うこと、⑨これらの義務を遂行するために必要なその他の権限を行うこと。

(4) 閣僚評議会

いわゆる首相にあたるのは、閣僚評議会議長である。閣僚評議会議長は大統領評議会が指名し、代議院により任命される。閣僚評議会は、首相と9名の閣僚により構成される。閣僚評議会議長は、代議院の承認を得て、外務大臣、外国貿易大臣、その他の大臣を指名する。閣僚評議会議長と閣僚はBiHの政策と決定を実行し、議会に報告する権限を有する。3分の2を超える閣僚が「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」から選出されてはならない。閣僚評議会は、議会の不信任決議があったときは、いつでも辞任しなければならない(5条4項)。

(5) 憲法裁判所

旧ユーゴスラビアは、社会主義国で唯一、憲法裁判所を有する国であった¹⁵。BiH 憲法も、憲法裁判所を設置している。

BiH の憲法裁判所は、9名の裁判官により構成される。そのうち、4名は「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」の代議院から、また、2名は「スルプスカ共和国」の議会から選出される。残りの3名は欧州人権裁判所所長が大統領評議会の意見を聞いて選出するが、BiH 又はその隣接する国家の市民であってはならない。憲法裁判所裁判官の最初の任期は5年間であるが、辞任又は解任されない限り、次の任期からは70歳の定年まで職務を継続することができる（6条1項）。

憲法裁判所の権限としては、①構成体が隣接国との間で特別な関係を創設した決定が、BiH の主権及び領土的統一性に関する規定を含む憲法に適合しているか否かの審査、②構成体の憲法及び法律が BiH 憲法に適合しているか否かの審査が挙げられる。これらの審査が行われる紛争は、大統領評議会のメンバー、閣僚評議会の議長、民族院又は代議院の議長又は副議長、民族院又は代議院の4分の1の議員、構成体のいずれかの議会の4分の1の議員により、提起することができる。憲法裁判所は、BiH のいずれかの裁判所の判決で憲法上の争点が生じた場合の控訴審を管轄することができ、また、BiH のいずれかの裁判所の判決が依拠した法律が憲法、「欧州人権条約」及び追加議定書等に適合するか否かという争点について提起された事件をも管轄することができる（6条3項）。

（6）「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」及び「スルプスカ共和国」の憲法

2002年、「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」¹⁶及び「スルプスカ共和国」¹⁷の各憲法が改正され、主要な3主要民族の平等性を確保することとされた。これは、2000年に BiH 憲法裁判所が、「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」及び「スルプスカ共和国」において、それぞれ、ボシュニャク人、クロアチア人、セルビア人の3主要民族の平等が保障されなければならないと判示したことによるものである。

なお、「ブルチコ地区」についても、統治機構及び基本的人権等について規定した法律がある¹⁸。

3 人権

BiH 憲法は、いずれの構成体の市民も BiH の市民であること、何人も性別、人種、肌の

¹⁵ BiH の憲法裁判所のウェブサイトを参照。

http://www.ccbh.ba/eng/p_stream.php?kat=503

¹⁶ 「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」憲法の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

http://host.uniroma3.it/progetti/cedir/cedir/Lex-doc/Bos_Cost.pdf

¹⁷ 「スルプスカ共和国」憲法の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://advokat-prnjavorac.com/legislation/Constitution-of-Republika-Srpska.pdf>

¹⁸ 「BiH のブルチコ地区の法律」の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

http://www.ohr.int/ohr-offices/brcko/arbitration/default.asp?content_id=43564

色、言語、宗教、政治的意見等を理由として市民権を剥奪されないこと等を詳細に規定している（1条7項）。民族間の悲惨な紛争の経験を繰り返させないためであろう。

「欧州人権条約」及びその追加議定書に規定された人権及び自由が、BiHにおいて直接適用されることが明記されている（2条2項）。前述したとおり、「 Dayton合意」及びBiH憲法の起草・交渉の過程で、3主要民族の強い要請により、3主要民族代表制度と拒否権制度を採用する代わりに、BiH憲法に2条2項を規定することで、人権保障の要請とのバランスをとろうとしたものである。欧州人権条約は、自由権、財産権、教育権、移動の自由等を保障している。その他、人権に関する様々な国際条約がBiHに適用される（付則1）。

BiHの機関は、国際人権監視機関、旧ユーゴ国際戦犯法廷、国連安全保障理事会等に協力しなければならない（2条8項）。

3 欧州連合（EU）との関係

BiHの3主要民族とも、BiHがEU及びNATOに加盟することを共通の最優先目標としており、BiHはこれらの実現に向けて、国内の法制度の改革に取り組んでいる。2008年に締結した「安定化・連合協定」（Stabilization and Association Agreement (SAA)）の発効が2015年に決まる等、EU加盟候補国申請に向けて準備を進めている。また、BiHは、2006年に、NATOの「平和のためのパートナーシップ」に加盟した。

BiHは、今後も、ますます、EU法の影響を強く受けるようになると思われる。但し、国内で分離独立の動きが無くなっていないこと、複雑な統治機構がビジネス上のコストの上昇と法的透明性の欠如を招いていること等から、EU加盟の実現可能性はいまだ不透明である¹⁹。

III 民法

BiHでは、民法の分野については、BiHレベルのもののほか、「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」、「スルプスカ共和国」及び「ブルチコ地区」という3つの構成体において、それぞれ別個の法制度が存在し、個別の法律が制定・施行されている。BiHはEU加盟を目指していることから、近時、法制度のEU化が進んでいる。

近時のBiHにおいて、とくに大きな問題となってきたのは、難民・避難民がもと有していた財産（とくに不動産）を取り戻す権利である（例えば、民族紛争時においてボシュニャク人やクロアチア人等が「スルプスカ共和国」に不動産等の財産を譲渡することを強いられた）。この困難な問題に関しては、現在までに、多数の法令が制定・施行されてきた²⁰。

¹⁹ 「南東欧諸国のビジネス環境成熟度」（JETRO、2009年）21頁。

http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000069/0906R5.pdf

²⁰ Jasenka ferizović 著「Housing and Property Rights in Bosnia and Herzegovina」の40～58頁を参照。

また、BiH 憲法は、全ての難民・避難民はもともと住んでいた家に自由に戻る権利を有すること、1991 年以降の敵対的行為の過程で奪われた財産を取り戻す権利を有し、もし取り戻すことができない場合は当該財産の補償を受ける権利を有すること、財産に関して強要された声明は無効であることを明記した（2 条 5 項）。故郷から追い出された難民・避難民の帰還を容易にするための規定であるが、帰還を希望しない難民・避難民からの財産取戻し請求も増加しているといわれている。

IV 会社法

BiH では、会社法についても、「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」、「スルプスカ共和国」及び「ブルチコ地区」という 3 つの構成体において、それぞれ別個の法制度が存在する。

各構成体に投資しようとする外国企業は、ボスニア・ヘルツェゴビナに子会社たる現地法人を設立することができる。

外国企業が「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」、「スルプスカ共和国」に現地法人を設立する際に多く利用される主な会社は、表 2 のとおりである。

表 2 : 「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」、「スルプスカ共和国」で設立が認められている主な会社

| 名称 | 英語／ボスニア語（略称） | 説明 |
|--------|---|--|
| 有限責任会社 | Limited liability company／ Društvo sa ograničnom odgovornošću (d.o.o.); | 出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。設立時における最低資本金は、「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」、「スルプスカ共和国」のいずれでも、2,000 兌換マルク（約 1,000 ユーロ）。最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に利用される。 |
| 株式会社 | Joint-stock company／ Akcionarsko društvo (a.d.) | 出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。設立時における最低資本金は、「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」では、公開会社の場合は 400 万兌換マルク（約 200 万ユーロ）、非公開会社の場合は 5 万兌換マルク（約 25,000 ユーロ）、「スルプスカ共和国」では、公開会社の場合は 5 万兌換マルク（約 25,000 ユーロ）、非公開会社の |

http://www.bosnianbonesspanishghosts.com/bbsg_userfiles/file/Working%20Papers/Housing%20and%20Property%20Rights%20in%20Bosnia%20and%20Herzegovina.pdf

| | | |
|--|--|--|
| | | 場合は 2 万兌換マルク (約 1 万ユーロ)。比較的大規模な会社に適する。 |
|--|--|--|

有限責任会社は、最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に適する会社形態である。設立時における最低資本金は、「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」、「スルプスカ共和国」のいずれでも、2,000 兌換マルク (約 1,000 ユーロ) である。自然人又は法人による一人会社も可能である。

これに対し、株式会社は、比較的大規模な会社に適するものである。設立時における最低資本金は、「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」では、公開会社の場合は 400 万兌換マルク (約 200 万ユーロ)、非公開会社の場合は 5 万兌換マルク (約 25,000 ユーロ)、「スルプスカ共和国」では、公開会社の場合は 5 万兌換マルク (約 25,000 ユーロ)、非公開会社の場合は 2 万兌換マルク (約 1 万ユーロ)。こちらも、自然人又は法人による一人会社も可能である。

外国法人は、表 2 に掲げた会社形態の法人を設立することもできるが、各国内に登記した支店又は駐在員事務所を設置することもできる。支店及び駐在員事務所は、外国法人の一部であり、外国法人自身が責任を負うことになる。駐在員事務所は各国内でビジネス活動を行うことはできないが、實際上、情報収集、マーケティング等の目的に利用される。

V 民事訴訟法

BiH、「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」、「スルプスカ共和国」、「ブルチコ地区」のそれぞれにおいて、民事訴訟法が制定されている。

BiH の裁判所制度は、国レベルと構成体レベルに分けることができる。

まず、BiH レベルでは、前述した憲法裁判所のほかに、国家裁判所がある。国家裁判所には、刑事部、控訴部及び行政部がある。

次に、構成体レベルについてみると、「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」では、憲法裁判所、最高裁判所、カントン (県) 裁判所 (10 か所)、地域裁判所 (28 か所) がある。「スルプスカ共和国」においては、憲法裁判所、最高裁判所、地方裁判所 (5 か所)、基礎裁判所 (19 か所)、地方商事裁判所 (5 か所) 及び高等商事裁判所がある。「ブルチコ地区」においては、基礎裁判所及び控訴裁判所がある²¹。

VI 刑事法

²¹ Jasenka ferizović 著 「The Court System in Bosnia and Herzegovina」
http://www.bosnianbonesspanishghosts.com/bbsg_userfiles/file/Working%20Papers/The%20%20court%20system%20in%20Bosnia%20and%20Herzegovina.pdf

「旧ユーゴ国際戦犯法廷」(International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia (ICTY)) が閉廷しその任務を完了するとともに、BiH 等に存在する国内裁判所への事件委託が行われてきた。公正な裁判が行われ人権保障が確保されるように、ICTY は BiH 等に存在する警察及び司法当局を支援する活動(各種のセミナー、実務家の訓練プログラム等)を行ってきた。

また、BiH では、EU 加盟に向けて、汚職対策、マネーロンダリング対策等の問題についても努力が払われているところである。

Ⅶ 参考資料

以上、ボスニア・ヘルツェゴビナ法の概要を簡単に紹介してきたが、ボスニア・ヘルツェゴビナ法については、民族紛争関連以外のテーマに関しては、日本語の文献・論文等がほとんど無い。

英語による情報源及び調査方法等については、脚注に掲げたもののほか、「Globalex」というウェブサイトの中の「A Guide to Legal Research in Bosnia and Herzegovina」²²等が参考になる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.43 No.7』(国際商事法研究所、2015年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第34回 ボスニア・ヘルツェゴビナ」)。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²² http://www.nyulawglobal.org/globalex/Bosnia_Herzegovina1.htm